

平成28年度 議会運営委員会 行政視察報告書



1 調査期間

平成28年10月31日（月）～ 11月1日（火）

2 視察都市及び視察事項

期日	視察都市	視察事項
10月31日（月）	西宮市	常任委員会運営ガイドラインについて
11月1日（火）	尼崎市	請願・陳情取扱要綱について

3 視察者

桜井 直人（委員長） ・ 東木 久代（副委員長）
柳沢 潤次 ・ 清水 竜太郎 ・ 永井 譲
原田 伴子 ・ 堺 英明 ・ 有賀 正義
阿部 すみえ ・ 加藤 一
佐藤 春雄（議長） ・ 塚本 昌紀（副議長）

4 視察事項の概要

〔西宮市〕

①人口及び面積 487,911人 100.18km²

②平成28年度一般会計予算 174,685,506千円

③視察項目・内容について

「常任委員会運営ガイドライン」(H23.12月～)について

○制定の経緯について

「委員長職務」と「視察の現状」について検討する必要性が浮上した。

※西宮市は常任委員会委員長報酬があり、「無くしてしまおう」という議論の中で、そもそも委員長の職務とは何か、と問い直したのが、きっかけだった。

○2点の検討結果、改善案として(H24年9月から実施)

- ① 所管部局との情報交換を定例化するために「所管事務懇談会」を開催
- ② 研究すべき年次計画テーマの決定・・・「施策研究テーマ」
- ③ 次第書作成に事前打ち合わせを通して関与・・・「委員会事前調整会」を開催
- ④ 視察スケジュールリングを標準化・・・視察のあり方を改善
- ⑤ 副委員長への職務の割り振り・・・副委員長の職務の明確化
(さらにH26年2月～)

常任委員会の在り方を検討し明確にした。

- ・ 4 常任委員会⇒⇒ 5 常任委員会とした
- ・ 施策研究テーマの強化・質疑の効率化・発言の義務付け（全員が発言できるように委員長が促す）

OH27 年6月「常任委員会運営ガイドライン」成立

ガイドラインの内容

- 1) 常任委員会の運営について
- 2) 所管事務懇談会について
- 3) 委員会事前調整会について
- 4) 施策研究テーマについて
- 5) 視察について

1) 常任委員会の運営について

- ・ 委員会の年間スケジュールと委員長の職務を明確化
- ・ 委員長の議事整理については議会改革の進捗に伴い、改めて留意すべき事項を明確化（副委員長の職務についても、委員長をサポートし円滑な委員会運営に寄与する）

2) 所管事務懇談会

- ・ 委員会の機能を活性化し、質の高い審査を実現するため、市当局との所管事務懇談会を定期的で開催（委員会所管事項の進捗状況の確認）
- ・ 施策研究テーマについての懇談・報告・提言と委員会開催についての協議

3) 委員会事前調整会について

- ・ 委員会開催の2日前に委員会事前調整会議を開催

4) 施策研究テーマについて

- ・ 市の策定する計画進行中の大規模事業、重点政策、および市の直面する社会問題から、年間の政策研究テーマを選定し、委員会独自で調査・研究等を行う

※テーマの内容について

- ・ テーマの選定には委員会において十分な協議を行い、議決により選定
- ・ テーマの数は限定しない。年度途中でテーマとして追加設定することも可能

※報告書の作成について

- ・ 委員長は原則として次年度の6月定例会当初までに、テーマについて報告（報告書は市議会ホームページで公開）

- ・報告書作成にあたっては、設定したテーマについて必ずしも委員会で一致した結論を求めるものではなく、課題解決の方向性や手法等についての意見をそのまま提言とすることも可能（1年間の活動実績およびテーマに関する当局への提言を織り込むのが通例）

5) 視察について

- ・視察先の選考：意義及び必要性について合理的な説明が行われるように、視察資料の作成、および事前勉強会を開催（事前勉強会の資料については本市事業との対比を考慮したものを準備する）

※視察先（調査事項）の選定について

- ・管外・管内視察先は施策研究テーマに準拠することが多いため、施策研究テーマを速やかに確定し、視察先の選定作業に入る
- ・視察先は調査内容を重視して選定
- ・管外視察後は、視察内容をふまえて委員会で意見交換を行い、3か月以内に当局に対し提言を行う

※ガイドラインの活用と効果及びガイドラインの見直しについて

- ・役職選任後の正副委員長説明会で使用できる。正副委員長・書記は、本ガイドラインを参考に委員会進捗状況を確認しながら運営を行える等の利点がある。ガイドラインの見直しについては、実践を通して、必要に応じ、適宜改正されるものとされている

※H28年5月17日付以下の点を改正

- ・視察について（視察先の選定、視察当日における正副委員長の職務等）
- ・議会運営委員会で確認された申し合わせの追記
（委員長の発議、勉強会、懇談会における委員外委員の傍聴）
- ・議会資料閲覧システム（タブレット）の取り扱い

（視察を終えての所感）

タイトルは「常任委員会運営ガイドライン」で、常任委員会の1年間の取り組みを可視化しているものです。しかし内容は、質の高い常任委員会の活動のあり方、活発な議論の在り方を問うものでした。常任委員会の活性化は、議員の意識改革や姿勢を正し、結果的に行政施策の深化、充実に影響を与えると感じました。大変に勉強になりました。

〔尼崎市〕

①人口及び面積 451,915人 50.72 km²

②平成28年度一般会計予算 208,100,000千円

③視察項目・内容について

「請願・陳情取扱要綱について」

尼崎市議会では、「請願・陳情取扱要綱」を制定しており、その歴史は古く30年以上前の、昭和59年12月に議会運営委員会の議事運営検討小委員会で検討し制定。その後、数回の改正を経て現在に至っている。視察内容は以下の通り。

- 1、請願・陳情取扱要綱について ① 設置目的 ② 制定の経緯 ③ 内容
- 2、継続審査の取扱いについて
- 3、趣旨採択・一部採択・意見付採択の取扱いについて
- 4、陳情を審査しない際の取扱いについて

第1の特徴として

請願については「1年を超えて継続しないものとする」逆に言うと、1年かけて審議を重ねている。また、陳情については「3か月を超えて継続しないものとする」3か月間数度にわたり、審議している。

第2の特徴として

陳情も請願に準じて取扱い、違いは紹介議員の有無によるのみとしていて、本会議において議決している。ただし、審査期限について、請願は付議後1年継続審査、陳情は原則として3か月の取扱いとしている。

※この陳情の審査期限について、当初は請願と同様の1年から平成6年に6か月、更に平成16年に現在の3か月に改正

第3の特徴として

要綱第9の第3項で、議会に付議しない「議長限り」の取扱いが以下の通り規定されている。

- 1、明らかに市の事務に属さないもの
- 2、既に願意が達成され、もしくは実現の見通しが明らかなもの
- 3、明らかに実現性のないもの
- 4、陳情（代表）者が市外在住者であるもの
- 5、郵送により提出されたもの（持参できない事情があるものを除く）
- 6、その他議会が関与することが適当でないと認められるもの

※「議長限り」の処理とは、議長が議会運営委員会に諮ったうえで、議会に付議しないもの（審査しない）（H27年度議長限り処理件数11件）

※請願・陳情に対する意思決定は、原則どおり採択または不採択の２種類

趣旨採択や意見付き採択は採用していない。ただし、請願・陳情の願意は妥当であるものの、実現性や実務面での問題などがあり、審査未了にせざるを得ない場合は、請願・陳情そのものは、審査未了とし、全会一致により委員会の総意として、意見を付する、あるいは、当該委員会所属議員からの議員提出案件として、請願・陳情の願意を含んだ意見書案を本会議に提出する等の例がある。

※一部採択の取扱いは可能

請願陳情について、複数項目の願意がある場合、全会一致の場合に限って一部採択できる。一部採択すると、残りの項目は、審査未了とする。

※具体的な審査の流れは、以下のとおり

委員から一部採択を求める旨の発言→各委員に意見確認→全会一致の場合は簡易採決→委員長から一部採択と決まった残りの部分について審議継続しない旨を宣言。全会一致とならない場合は、全体として採決するかどうかを協議する。

以上の３点が、尼崎市議会の請願・陳情取扱要綱で藤沢市と異なる特徴でした。

(視察を終えての所感)

「請願・陳情取扱要綱」として明文化することにより、細部にわたってのルールが明確になり、また、より陳情者の趣旨をくみ取る多様な方策も設定することができると感じました。実際、請願・陳情の意思決定が二者択一であると、とても微妙な内容も多く、苦渋の選択なり判断なりが求められることも多いです。意思決定の在り方、審議の在り方を考えさせられた、視察となりました。

